

## 読替え後の「定期試験実施要領」

平成 15 年 3 月 22 日

制 定

最近読替改正 平 25. 3. 7

- 1 定期試験の実施に関しては、読替え後の大阪外国語大学外国語学部科目試験に関する内規に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
- 2 定期試験の実施期間、試験実施科目区分、試験実施時間割その他必要な事項については、毎年度、旧外国語学部学務委員会の審議を経て、旧外国語学部教授会で決定する。
- 3 受講者数が 100 名を超えるクラスについては、試験監督補助者をつけるものとする。
- 4 試験開始後 20 分以上遅刻した者については、試験室への入室を許可しない。
- 5 試験開始後 30 分を経過するまでは、試験室からの退室を認めない。
- 6 受験に際しては、必ず学生証を机上に提示させる。ただし、試験監督者が学生証の提示を要しないと判断した場合は、この限りでない。
- 7 学生証を携帯していない者については、仮受験票により受験させる。仮受験票の発行は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室学務係で行う。
- 8 机上には、学生証（仮受験票）、筆記用具、時計以外のものを置いてはいけない。ただし、持込を許可されたテキスト等については、この限りでない。
- 9 試験中の携帯電話の使用は一切禁止する。時計の代わりとして使用することも認めない。なお、携帯電話は電源を切り、鞆の中に片付けるよう指示する。
- 10 固定机又は長機の教室においては、可能な限り一列おきに着席させる。

### 付 記

この要領は、平成 19 年 12 月 6 日から実施し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

### 付 記

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

### 付 記

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。